

# 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆朗

- 1 日時  
平成25年3月22日（金曜日）  
午前10時2分開会、午前11時5分散会（うち休憩 午前10時16分～午前10時23分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、  
及川幸子委員、佐々木順一委員、小野寺好委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
藤澤担当書記、大山担当書記、井上併任書記、宮澤併任書記
- 6 説明のため出席した者
  - (1) 県土整備部  
若林県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路都市担当技監、  
佐藤河川港湾担当技監、及川県土整備企画室企画課長、  
吉田建設技術振興課総括課長、八重樫建設技術振興課技術企画指導課長、  
高橋道路建設課総括課長、細川道路環境課総括課長、及川河川課総括課長、  
志田河川課河川開発課長、菊地砂防災課総括課長、渡邊都市計画課総括課長、  
遠藤都市計画課まちづくり課長、伊藤下水環境課総括課長、  
澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、吉田建築住宅課営繕課長、  
川村港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
  - (2) 企業局  
青木企業局長、水野次長兼経営総務室長、池内技師長、  
千枝経営総務室経営企画課長、菅峨業務課総括課長、榎業務課電気課長
- 7 一般傍聴者  
1名
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案の審査  
議案第36号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
  - (2) 請願陳情の審査  
受理番号第57号 主要地方道紫波江繋線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道と

## することについての請願

### (3) 議案の審査

議案第39号 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

### (4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

## 9 議事の内容

○**嵯峨耆朗委員長** おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第36号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**勝又住宅課長** 議案（その2）の57ページをお開き願います。議案第36号県営住宅等条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。お手元に配付しております説明資料をお開き願います。

初めに、条例の改正の趣旨ですが、県営住宅に優先的に入居させることができる者の範囲を拡大し、及び県営平田アパートを設置しようとするものであります。

次に、条例改正の内容について御説明いたします。まず、県営住宅に優先的に入居予定者として決定できる者として、母子世帯等を規定していたところ、父子世帯も同様に扱うよう改正することとしております。改正の理由といたしましては、近年の動向として、父子家庭への支援措置が拡充されてきていること、東日本大震災によって父子世帯の増加が見られる中で、政策的配慮の必要性が高まっていることなどが挙げられます。それから、災害公営住宅として県営平田アパートを設置することとしております。これは県が管理する災害公営住宅の設置について、条例の別表において住宅の名称と所在地を規定することとなっているものです。

次に、施行期日についてですが、県営住宅に優先的に入居予定者として決定できる者として、父子世帯を母子世帯と同様に扱うようにすることについては、平成25年4月1日からとしています。また、災害公営住宅として県営平田アパートを設置することについては、規則に定める日から施行することとしていますが、これは、一般的に公の施設については供用開始の日をもって施行日とすることとなっており、追って規則で定める日から施行することとしているものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 討論なしと認めます、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 御異議なしと認めます。よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

次に、県土整備部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第57号主要地方道紫波江繋線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道とすることについての請願を議題といたします。その後、当局から説明することはございませんか。

○**細川道路環境課総括課長** 主要地方道紫波江繋線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道とすることについての請願については、平成25年1月22日の県土整備委員会において、請願の指摘事項について、現在の状況等を次回の委員会で審査するとされたところであります。この現在の状況等について御説明いたします。

資料はA3判の請願内容に対する現状と対応状況と、9月定例会で配付しておりますA3判カラーの早池峰地域周辺の概要図の2種類でございます。それでは、資料の請願内容に対する現状と対応状況の1ページをごらん願います。

この資料は、自然保護課、生涯学習文化課及び林野庁東北森林管理局から意見や参考資料の提供をいただいて作成したものでございます。この表の左の列から請願の内容、現状、対応状況というふうにまとめているものでございます。

それでは、請願内容の1、早池峰・薬師岳地域の貴重性と保護指定についてでございます。請願者がこの地域を一帯として保護する必要があると指摘しています。県は同様の考えであり、早池峰地域保全対策事業推進協議会を設立し、早池峰地域の保全対策に努めているところでございます。

請願内容2(1)、高山帯の損傷、高山植物の死滅と土壌の流出についてでございますが、請願者は車道を利用した多くの入山者によって、高山植物の死滅と土壌の流出が急テンポで進行していると指摘しております。現状でございますが、平成12年に自然保護課が実施した早池峰地域自然環境調査において、早池峰地域には著しい荒廃は見られないとされております。また、高山植物の死滅等が急速に進行しているとの情報は出ておりません。また平成21年度から平成23年度に東北森林管理局が実施したモニタリング調査で、森林の状態には特に問題はないという報告がなされておるところであります。対応状況でございますが、この地域においては、現在登山道にロープを設置して、登山者と高山植物の分離を図り、環境保全に努めているところでございます。

次に、高山植物の盗掘についてでございますが、請願者は高山植物の盗掘により、近い将来に絶滅が懸念される稀産種が見られるなど危機的状況に陥っている。これは、車道の存在と深いかわりがあると指摘しています。現状でございますが、自然環境調査では植物の絶滅が危惧されているとの報告はなく、県道が自然環境に及ぼす影響について直接言及しているものはございません。また、パトロール等の報告においても、著しい損傷があるとの情報はございません。対応状況についてですが、高山植物の盗採防止対策として、自然公園保護管理員の保護監視のほか、文化財保護指導員によるパトロールを実施しています。

次に(2)、亜高山帯の損傷、森林への影響についてですが、請願者は車道の建設により森林の保温効果が著しく損なわれた。さらに、沿道に生育する多くの樹木が立ち枯れとなったと指摘しています。現状でございますが、さきに説明したとおり、この地域に著しい損傷があるとの情報はございません。また対応状況につきましても、保護監視等に努めているところでございます。

次に、帰化植物の侵入等についてですが、請願者は車両の進入に伴い、帰化植物の侵入や移入種、逸産種が増加している。最も深刻な植生破壊をもたらしている帰化植物はオオハンゴンソウであると指摘しています。現状ですが、自然環境調査では、市街地から人里植物や帰化植物を運んでくるとは考えられないとあり、車両の進入に伴うものとの報告はございません。対応状況ですが、早池峰山山頂に帰化植物や人里植物が見られることは事実であり、登山口に泥落としの設置や早池峰地域保全対策事業として、オオハンゴンソウなどの移入種駆除活動を行っているところでございます。

2ページをお開きください。請願内容の3、保護地域内の車道廃止について岩手県が決断を求められていること、(1)、環境庁についてですが、請願者は昭和57年早池峰特定公園の指定の際に、国の審議会答申は、今後における公園計画の再検討に当たっては、将来当該地域の保護がさらに強化されるよう配慮願いたい。また、今後の保護、管理が適切に行われるよう、管理者たる岩手県当局を十分指導されたい、であり、異例の意見が付帯されたと指摘しています。現状ですが、この件について県が国から特段の指導を受けた文書はないところであります。

次に、文化庁についてですが、請願者は特別天然記念物の指定基準は、天然記念物のうち世界的に、また国家的に特に価値が高いものであって、これは国宝に相当すると指摘しております。現状ですが、特別天然記念物は、世界的に、また国家的に価値が高いものと考えているところであります。

次に、林野庁についてですが、請願者は平成5年に設定した早池峰山周辺森林生態系保護地域計画で、道路周辺及び高山帯にかけて自然生態系が損傷している実態にあるとした上で、将来は車道を認めない保存地区とすることとしたと指摘しております。現状ですが、当該計画では請願者が指摘している、将来は車道を認めない保存地区とすることとしたとの記載はなく、県道敷が国に返還されるなど周辺の条件が整備された場合には保存地区と

する旨の記載がされております。この内容につきまして、平成5年4月に県と青森営林局との協議において、青森営林局から、県道敷が返還された場合のことを想定して記述したものであり、県道の存廃について言及しているものではない、との説明があったところがあります。

次に、財団法人観光資源保護財団についてですが、請願者は昭和52年に、早池峰から早池峰・薬師岳地域の生物的自然と保護対策で、小田越林道の約3キロメートルを廃道とすることが最重点となると指摘しています。現状ですが、当該報告書では、昭和51年当時の登山者数は年間20万人から30万人とされ、登山者による高山植生の踏みつけ、盗採等が進み、この対策が必要として、県道の廃道を提言していますが、今年度の登山者数は約2万1,000人であり、現在の状況は昭和51年当時と大きく異なっているものと考えております。

次に、このほかについてですが、請願者は昭和52年に東北経済連合会、同年に社団法人日本山岳会、財団法人日本自然保護協会が、それぞれ、小田越周辺の車道廃止などを求めて提言していると指摘しているところがあります。現状ですが、東北経済連合会、社団法人日本山岳会の文献等は確認できませんでした。また、財団法人日本自然保護協会の意見書では、道路を利用した入山者が激増したことで、多くの地元住民は小田越車道が不要であることを理解している、と記載されています。登山者数については減少していること、また平成22年に行った地元市町村への意向調査では、現県道を適正に維持管理してほしい旨の回答があることから、現在の状況は当時の状況と大きく異なっているものと考えております。

これら請願内容3についての対応状況ですが、早池峰国定公園は、県及び関係市町村が長い年月をかけて国に要望した結果、実現したものであり、国の指導の有無にかかわらず、早池峰地域の保全に尽くしているところでございます。また、早池峰地域保全対策事業推進協議会を設立し、民間団体や関係行政機関、ボランティア等と密接に連携して、官民協働で自然保護の強化と適正な利用の推進を図っているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。本請願に対して質疑、意見はございませんか。

○**及川幸子委員** 請願者と県の考え方が、今の時点ではちょっと食い違っているのです。それで、環境福祉委員会のほうも、自然保護の観点において大変重要になると思うのですが、環境福祉委員会のほうはどのように進んでいるのかわからないでしょうか。

○**嵯峨耆朗委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**嵯峨耆朗委員長** 再開します。

本請願に対して質疑、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の

取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続審査」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨老朗委員長** 本請願については、紹介議員である城内議員を通じて、委員会の様子を請願者に伝えることとし、継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨老朗委員長** それでは、御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、県土整備部から、いわて花巻空港の平成23年度収支（試算）公表について発言を求められておりますので、これを許します。

○**木嶋空港課総括課長** いわて花巻空港の、企業会計の考え方を取り入れました平成23年度の収支を確定いたしましたので、報告いたします。

これは、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港運営に関する情報の開示、提供等透明性の確保を目的といたしまして、国土交通省が国管理空港の収支を公表したことなどを受けて、岩手県におきましても、いわて花巻空港の収支を作成、公表するものであります。

これまで、平成22年4月に平成20年度キャッシュフローベースの収支を公表以来、順次作成、公表し、平成24年10月には、県土整備委員会で平成23年度キャッシュフローベースの収支を報告したところであります。

今回お示した、企業会計の考え方を取り入れた収支とは、決算に加えまして、財産台帳、備品管理一覧表などに基づき、企業会計の考え方を取り入れて計算、つまり減価償却費、退職手当引当金の試算などを行うことによりまして、過去において投資した分も含め、現在において整理いたしました費用を反映した収支を損益計算書の形で示したものです。また、いわて花巻空港の資産や負債を一覧であらわす貸借対照表も作成しております。

平成23年度の資産概要の結果につきまして御説明いたします。別紙の資料をごらんください。今回作成いたしました平成23年度収支は、資料右側にございます。比較のため、平成22年度収支を資料左側に配置し、主な変動理由を資料中央に記載しております。

初めに、資料右上にあります損益計算書をごらんください。表の中段の営業損益額は12億6,500万円の赤字となります。なお、平成22年度は13億7,200万円の赤字でしたので、赤字額が1億700万円縮小したことになります。

主な変動理由を御説明いたします。着陸料等収入が6,800万円と平成22年度から700万円の減少となりました。これは機材の小型化及び国際チャーター便の運航の減少により着陸料が減少したものです。空港整備費は3億4,600万円となります。これは、平行誘導路の整備等に要した経費でございます。減価償却費は4億500万円となりますが、運航整備事業に伴う建物等の減価償却が平成22年度から始まったことによるものです。

続きまして、経常損益額について御説明いたします。損益計算書の下段の経常損益額は8億1,600万円の黒字となります。なお、平成22年度は6億3,500万円の黒字であり、黒字額が1億8,100万円増加しましたが、主な理由について項目ごとに御説明いたします。

一般財源（その他）は18億2,600万円で、前年度から1億800万円の増加となりました。着陸料等の収入の減少や地方債償還時交付税収入の減少に伴い、一般財源からの持ち出しが増加したことによるものです。

次に、補助金等受入は2億5,600万円で、前年度から7,500万円の増加となります。空港整備に係る国庫補助金が減少した一方、各種交付金収入が増加したことによるものです。災害復旧関連費は6,900万円で、東日本大震災津波で被害を受けました建物などの復旧工事に要した経費となっております。

次に、資料右下にあります貸借対照表をごらんください。資産についてであります。有形固定資産が553億8,400万円で、平成22年度より2億8,800万円の減少となります。これは、有形固定資産の工作物が減価償却などによりまして減少したことが主な要因であります。

最後に、空港に係る一般財源自主負担額について御説明いたします。一般財源（その他）の18億2,600万円から、経常損益額の8億1,600万円を差し引いた額は10億1,000万円になります。これが減価償却費などを含めた場合の経費に対する一般財源からの実質的な負担額となります。

なお、平成24年度、今年度の見通しでございますが、歳入につきましては日本航空による福岡線の開設や、フジドリームエアラインズ名古屋線の2便化、また国際チャーター便の運航が増加したことなどに伴いまして、着陸料等収入は平成23年度に比べ増収の見込みでございます。また歳出につきましては、ハード面の整備が終了したことから、空港整備費は縮小いたしますが、維持運営費につきましては、平成23年度から供用開始となりました平行誘導路の管理費の増加が見込まれます。今後は、平行誘導路や国際線宿泊施設などハード面の受入体制が整っていることを国内外にPRするなど、いわて花巻空港の利用促進を図るとともに空港管理の効率化に努め、安定的な空港運営を目指してまいります。以上で、いわて花巻空港の平成23年度の収支につきまして説明を終わります。

○**嵯峨亮朗委員長** ありがとうございます。ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、ほかに何かございませんか。

○**高橋孝真委員** いわて花巻空港の関係ですけれども、空港整備費が3億4,600万円で、損益計算書に入っているということは、1回で落として、資産に計上しないことになるわけですけれども、まずその理由について教えていただきたいと思えます。企業会計を取り入れた収支ということですが、下段の②のところにあるように、厳密な企業会計に基づく試算ではないということになると、何のためにこれをつくったのかという感じがします。本来は、実際、企業会計上どうなるかということについてあらわしてもらえれば助かると思うわけですが、その辺はどうなのでしょう。

○木嶋空港課総括課長 空港整備費の件でございますが、空港の整備に要した分につきましては、資産のところに計上しているものでございます。ただ、減価償却が平成22年度から始まっておりまして、その減価償却した分は、有形固定資産からやはり目減りいたしますので、この辺の相殺があったと考えております。

一方、いわて花巻空港の収支を公表することでございますが、現在日本の空港行政につきましては、整備する時代から管理運営する——どのように運営するかというようなことが主な論点となっているところでございます。国におきましても、空港運営に関しての情報の開示、提供などというところはどんどん進んでおりまして、やはり納税者に対する透明性の確保というのが求められております。そういうことでございますので、やはりこのような形で、いわて花巻空港が県民の皆様いかに負担されているかというのをお示した上で、皆様にいわて花巻空港の利活用について考えていただくいいきっかけになればと考えている次第でございます。

〔「なぜ民間の複式簿記ができないか」と呼ぶ者あり〕

○木嶋空港課総括課長 こちら空港というものにつきましては、公物であり、収支の基準というのは国の通達で出されたものを基準につくっているものでございます。そのようなところもございまして、やはり我々も今後このようなことを公表していくに当たっては、できるだけ民間の複式簿記に従った形でやることを検討しておりますが、これも新たな試みといいますか、無理やり損益計算書なりの形であらわしたということもございまして、一般の、民間の複式簿記と同一の条件ではなかなか捉えられない部分もございまして、そこはできるだけ近づけていけるように、我々も今後改善してまいりたいと思います。これは試行的な形として捉えていただければと存じております。

○高橋孝眞委員 県民に透明性をということで、話はわかるわけですが、このいわて花巻空港の会計は、今後、企業会計を取り入れるわけですか。もしそうだとすれば、もう少しきちっとした整理をして対応しないとおかしいのかなと思います。例えば空港整備費は、資産計上しながら減価償却していく方向のほうが私は妥当だと思うのですが、それはそういうふうにしないということで、片方では透明性を高めていくというのもおかしい話ではないのかなという意味ですし、下のほうの書き方も、試算でないのだったら、あえて出さないほうがよかったのかなという感じもします。まあそれはそれとして、部長、いかがでしょうか。

○若林県土整備部長 今のいわて花巻空港の場合は、これまでだと建設費のほうが、いろいろずっと大きかったわけです。例えば補助金をもらって、一般財源からそれをまた補填するとか、そういうことをやってきた部分があるのですけれども、空港はどうなのだと——結局はどういう状況になっているのだということが、全国的な空港運営という部分で透明性を高める必要があるだろうということから、幾らかでも説明責任を果たすことが必要であるということで、キャッシュフローベースと、今説明いたしましたそのことについて公表をしている段階であります。



今後は、整備費はほとんどないので、キャッシュフローベースを含めて、企業会計の考え方を取り入れることを一緒になってやろうと思っていましたけれども、企業会計を全部やるとなると、なかなか大変な部分がありますので、その辺についてまず一回こういう状況だよということを示しながら、それを進化させていくという形を今とっている段階です。いつの日か企業会計に向かってきちんとした形になろうと思っています。過渡期ということで御理解を賜りたいと思います。

○嵯峨耆朗委員長 収入がこれぐらいだったら、合わないですよ。

○高橋孝眞委員 今回の件はわかりました。

もう一つ、再生資源の関係での利用、県営工事の仕様書にも入れなければならないということで、積極的に利用を進めているということですが、現時点ではどのような格好で仕様書に入っているのか、教えていただきたいと思います。

○嵯峨耆朗委員長 それは災害廃棄物の件ですか。

○高橋孝眞委員 災害廃棄物というか、再生資源の関係です。利用がどのような方向になっているのか。

○八重樫技術企画指導課長 再生資源については、県から契約者の方々に、優先的に使用していただきたいというような意思表示をしております。それと再生資源を利用した場合の工事成績で、チェック項目がありまして、そういったものには加点されるということで、インセンティブを加味しているような対応になっております。

○高橋孝眞委員 ということは、利用がどんどんふえていくと解釈してよろしいでしょうか。工事もどんどんふえてきていますので。その点はどのようなのでしょうか。

○八重樫技術企画指導課長 再生資源については、例えばアスファルト合材等はほぼ100%に近く再生されておりまして、例えば、基本的には再生砕石等が使われています。間に合わないときは、真物というか、再生ではないものも協議によって入ってきますが、基本的にはリサイクル材が相当数使われていると承知しています。

○及川幸子委員 このような形で部長に質問するのはこれが最後かなと思います。長い間御苦労さまでした。そして、部局が変わってほかの部に行かれる方々、そして遠いところに行かれる方々、本当に御苦労さまでございます。私も県土整備委員会が随分長いものですから、昔なら部長の退任の言葉があったのでよかったなと思うのですが、今はそれも省かれて、そういう場面もないと思うのでお聞きします。

7月に国際リニアコライダーの一本化が決まりますけれども、やっぱり一番はこのいわて花巻空港に国際便が余らないという部分。私も4月に中国、5月にスイスと勉強に行ってくるのですが、全て成田空港で、前泊です。そういう不便さが国外の方々にささやかれております。九州のほうが便利でいいよねと。ですから、退任される前に、現状と今後における国際便の考え方をお聞きしたいと思います。

○若林県土整備部長 ILCという1つの大きなプロジェクトが来るのであれば、国際化に対応するもっとさまざまな対応が必要になってくると思います。その中でも、空港とい

うのは、今空港を取り巻く現状はオープンスカイだとかという形でかなり規制緩和になっていますので、国際的に開かれたいわて花巻空港というのが、我々も目指すところであります。

今は震災の復旧復興に当たって、台湾の国際チャーター便がようやくもとに戻りつつある状況になりますので、まずはこのチャーター便の拡大を図りながら、国際定期便の誘致も視野に入れながら、平成25年度―来年度になります、さまざまな形で積極的に働きかけていくためにも、来年度予算として、いわて花巻空港利用促進事業費をかなり積んでおりますので、その中で戦略的に、うちのほうから仕掛けていくという、一つ、ステップアップした利用促進策を打っていきたいと考えております。

○及川幸子委員 7月までもう時間がないですから、誘致一本化ということで、ぜひ岩手県に誘致ができるように、部長も、どこかの地で一緒になって頑張ってもらいましょう。

○小野寺好委員 道路管理についてお尋ねしたいと思います。きのうも除雪の関係で、ことしの冬は大変な雪で難儀したという状況でしたけれども、お金がふんだんにあれば融雪道路もすごくいいなど。例えば盛岡市の場合、本町通から松園に向かうときの跨道橋の辺りとか、三馬橋という、向こうの坂の急なところが融雪道路になっているのですけれども、県道でそういったものはありましたか。

○細川道路環境課総括課長 県道における融雪関係の道路ということでございます。例えば県庁前や盛岡駅の前などといった県道の歩道に消融雪のガスですとか、地下水といったものを利用して、歩道に積もった雪を融かしている。そういう消雪装置は結構設置しているところでございます。

○小野寺好委員 その歩道ですけれども、盛岡市内は結構、延びてきているのですが、一目瞭然で故障しているな、ちゃんと動いていないなど。あれは壊れたままですが、冬場は工事できないのですね。まずは、この歩道の関係で何か所ぐらいなのか。

確か前に国道283号の古いほう、新しいトンネルではないときに工事をやっていたかと思うのですが、あれはまだやっているのでしょうか。

○細川道路環境課総括課長 歩道の融雪装置ですが、これに関しましては、毎年保守点検をしております。その排雪パイプの中身が地下水ですと、どうしても鉄とかがついて詰まるものですから、そういったものを掃除したりといったことで、毎年保守点検をしております。しかしながら、設置して相当年数がたっているというところについては、委員御指摘のとおり、詰まったりしているところがございます。冬ですと、どうしても凍ってしまうということがございますので、冬にすぐ直すということにはなかなかいかなくて、工事をやりますとその部分だけでなく、全区間が融けないことになりかねないので、その辺は、今後とも点検をより密にしていきたいと思います。

それから国道283号の件でございますが、仙人道路の古いほうの道路のことだと思います。あれも釜石市から花巻市に自動車等々、大型車両がたくさん通るということで、融雪装置を車道に設置していたところでございます。ただ現状は、新しい道路ができたというこ

とで、消融雪装置はそのままということでございます。

○**小野寺好委員** 融雪の関係で1カ所ぜひ希望したいと思うのですが、国道455号の県営野球場から松園の出入り口の4車線道路なのですけれども、会社や家があって、なかなか横断しにくい。かつて県警本部に、横断歩道か、押しボタン式信号機はどうなのですかと言ったら全く話にならない。バス停なんかに行く人は非常におっかないという、そういったところなのです。冬場の凍結路面、あそこはすごいスピードを出すので、結構危険な箇所なのですが、道路管理者として何か対策は考えていないか。あと地域住民や町内会から要望などは出ていないかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○**細川道路環境課総括課長** 国道455号の県営野球場から松園の入り口の4車線の坂の件でございます。その辺の冬場における凍結スリップ防止という要望は、盛岡広域振興局土木部にございました。私どもといたしましても、何らかの対策は必要だと思っております。それで当面、除雪ももちろんでございますが、融雪剤の散布に力を入れているところでございます。

一方で、車道の全面消雪というお話も要望の中にございました。それにつきましては、面積が広い、延長が長い、お金の面。それから、先ほど維持管理のお話にございました。詰まって融けないときどうするのかとか、そういったもろもろを慎重に検討していく必要があるということで、まだ具体的などころまでは至っておらないところであります。

○**柳村岩見委員** 先ほど及川委員からも一部お話がありました。若林県土整備部長におかれては、この3月をもって長年の県庁職員としての勤務を勸奨退職されると、こう聞きました。この間の大変長きにわたっての、特に県土整備部を中心とした勤務の御尽力に対して御礼を申し上げたいと思います。特にも部長2年、その前が技監で、技監のときに東日本大震災津波の被災を受けたということで、技監のお立場だと自分の体も痛みを感じるような、そういった心境にもなられたことと存じます。

そこでこの3月、この時点にあつて、部長には県土整備部の職員の皆さんにエールも含めてメッセージをお送りいただきたいと思います。といいますのは、部長はお元気な方で、いつも元気に前向きな答弁をされて、恐らく多くの県土整備部、広域振興局も含めて、部長のその元気が、東日本大震災被災後の県土整備部のお仕事の量、これらに取り組む上においてどれだけ勇気づけられたかと思えます。そういう意味において、あのときの心境も含めて、後輩よ、こう頼むな、こうでないかというような思いを最後にお送りいただきたいし、私どももお聞きしたいと思います。

○**若林県土整備部長** 任期がまだ何日かありますので、ここで全部、総括するわけにはいきませんが、まずは県土整備委員会の委員の方々には大変お世話になりました。大変ありがとうございます。幾多の御指導、御助言を承りました。ありがとうございます。

いろいろな意味で、時に議会では、公務員らしくない乱暴な発言をしたこと——きのうもそうですけれども——いつもいたく反省はするのですけれども、なかなか懲りないという性格で大変申しわけございません。ただ私の思いは一点だけです。岩手県として間違っ

た方向には行かせたくないというだけでありますので、お許しをいただければありがたいと思います。

発災 ― 3月11日の朝でした。朝刊に私の異動の内示があって、これから何らかの形で責任を持って対応せんといかんなど。なおかつ私の幾多の友人が亡くなりましたので、それも踏まえて対応していく必要があるというようにそのとき思いました。きのうの議案の説明の前に基本的な考え方を述べましたが、最後に、常に復興の原点を忘れずにと入れました。原点に戻っていくことが一番大事なのかなと思いますので、後輩には余りいい背中ではなかったかもしれませんが、私の背中を見せてきたことが一番かなと思っています。

私が常々言っているのは、県民は岩手県職員を選べない。知事しか選べない。だから、誰でもいいのだ。ただ、うまくやってほしいと思っている。ですから、人は人につながながら、その思いなり、使命なり、組織、風土なりをつないでいながら、常に進化しないといけないと思っています。すぐ短期的な目標と長期的な目標を立てましたけれども、短期的な目標は、非常に長くてつらい道のりだと思いましたが、その中であっても、いつもキーワードは、何をいつまでに、そして笑顔でいこうと思いました。長期的な目標は、俺らは一生懸命になってやらざるを得ない、苦しいこともあるけれど、平成30年に、きっとある程度復興した三陸がよみがえることによって、我々も力をつけて、社会資本の整備、管理部門、サービス部門として、県民から信頼される組織を目指そうということにいたしましたので、これは引き継いでいっていただくものと考えております。これを残して、私はこれからも、ある部分では復興・復旧にかかわっていきたくと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、やはり我々が元気で進まないことには、被災者の方々に元気を与えられないと思いますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 それでは、若林県土整備部長、大変ありがとうございました。

釜石地方振興局の局長としておられたので、そのことも含めて、かなりいろんな思いがあったと思います。大変ありがとうございました。また転任される皆さん、それぞれの部署に移られても、またよろしくお願いをしたいと思います。大変ありがとうございました。御苦労さまでございました。

これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構でございます。大変ありがとうございました。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第39号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○菅嶋業務課総括課長 議案第39号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例

の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。お手元の資料をお開き願います。

1、改正の趣旨でございますが、電気事業における発電施設である胆沢第四発電所の最大出力を増加しようとするものであります。胆沢第四発電所は、平成24年12月3日に運転を開始しておりますが、その試験運転におきまして、最大使用水量時に発生する出力が170キロワットとなり、現行の条例に規定されている最大出力160キロワットから10キロワットふえることが確認されたため、今回改正をしようとするものであります。

次に、条例案の内容でございますが、企業局では16カ所の運転中の発電所と、現在建設中の胆沢第三発電所があり、これらを合わせた総最大出力14万7,451キロワットを、今回増加する10キロワットを加えた14万7,461キロワットに改め、また胆沢第四発電所の最大出力160キロワットを170キロワットに改めるものであります。

最後に、施行期日でございますが、変更の意思を速やかに明確にする観点などから、公布の日からの施行としておりますが、実際の運用で最大出力が170キロワットとなるのは、来年度のかんがい期間が始まる4月末以降になる予定であります。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** 大変寂しいわけですが、青木企業局長、大変お疲れさまでございました。何か一言お願いいたします。

○**青木企業局長** 企業局長として2年間、委員の皆様には大変お世話いただき、また御指導いただきました。大変ありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この2年間は、東日本大震災津波の後ということで、再生可能エネルギーに対する注目

が非常に高まった時期でございますし、私ども企業局に対する期待感といいますか、そういうものが非常に高くなった時期ということもございまして、皆様からも、これから再生可能エネルギーをもっとしっかりやれよということで御指導も頂戴いたしました。そういう観点をしっかり受けとめながら、この2年間、職務に務めてまいりました。風力にしる、火力にしる、新たな発電計画を樹立することができましたら、実際の計画を詰めながら工事を進めるというのが来年度以降になります。引き続き委員の皆様のお指導、御助言をいただきながら、しっかりと事業計画を固め、事業を進め、運営ができるよう努めてまいりたいと思います。引き続き企業局に対する御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

**○嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。企業局長を初め職員の皆様、それぞれ部署に残る方も、移る方もあるかと思っておりますけれども、大変ありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。お疲れさまでございました。

これをもって企業局関係の議案の審査を終わります。企業局の皆様は、御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちいただきたいと思ひます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の調査を行いたいと思ひます。

調査項目については、災害公営住宅の業者選定についてといたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○嵯峨耆朗委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任いただきたいと思ひます。追って、継続審査及び調査と決定いたしました各件については、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことにいたしますので、御了承願ひます。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付いたしております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については、当職に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○嵯峨耆朗委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願ひます。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。